

○ 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>（組合員の資格） 第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第八条第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 その信用協同組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う事業者の役員</p> <p>二 その信用協同組合の地区内において自己の居住の用に供する宅地若しくは住宅の売買契約又は当該宅地の造成若しくは当該住宅の建設、修繕若しくは改良に関する工事の請負契約を締結し、当該地区内に転居することが確実と見込まれる者</p> <p>三 その信用協同組合の役員</p>	<p>（組合員の資格） 第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第八条第四項に規定する内閣府令で定める者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う事業者の役員及び組合の役員とする。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	